

特定地域における産業振興機械等の割増償却（過疎地域）

対象税目：法人税・所得税（国税）

① 措置を講じる
背景・課題
（政策目的）

- 過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。
- 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。

当該措置の政策体系
における位置づけ

- 総務省政策評価基本計画（令和5年3月策定）
第6章第2節2(1)イ 地域振興（地域力創造）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
（2）地域における社会課題への対応（関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）
個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

根拠条文：（法人税）
 ・租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第1号（所得税）
 ・租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第1号
 創設年度：昭和45年度（令和3年度過疎法施行）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

② 現行制度の概要

○法人又は個人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。

- 対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物
- 割増償却期間：5年間
- 割増償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32%
 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%

減収額

年度	R3	R4	R5	R6	R7
金額（億円）	0.3	1.3	2.9	3.0	—

（出所）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値を基に算出。

③ アクティビティ

○本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。また、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出（確保）を図り、雇用の維持という行動変容に繋げることができる。

④ アウトプット

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	31件	82件	121件	122件	—
適用額（億円）	1.3	5.7	12.5	12.7	—

（出所）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

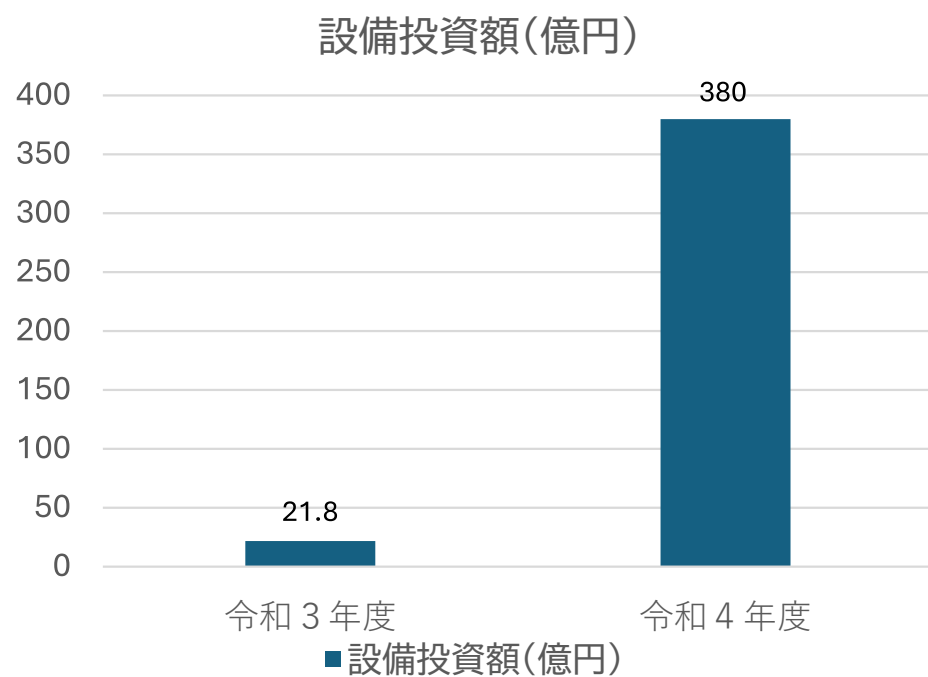
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○新規設備投資を検討する事業者が過疎税制の適用を受けることで、設備取得に伴い費用負担が大きくなる初期の支出を抑制することが可能となる。その結果、本特例措置の対象となる過疎地域における新規設備投資の一層の促進が図られる。
⑤ 短期アウトカム	○本特例措置の適用を受けた事業者全体で、初年度の令和3年度は年間63億円以上、令和4年度は年間320億円以上の新規設備投資を行うこと。 指標：本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 目標値：383億円 対象期間：令和3年度～令和4年度（2年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置の適用により、新規事業開始時における事業者の資金負担の軽減が図られるとともに、新規設備の導入を通じた生産性の向上が期待される。これらを通じて、過疎地域において本特例措置の適用を受けた事業者の経営の安定化が図られることで、廃業率の低下が見込まれる。
⑥ 中期アウトカム	○対象期間中に本特例措置の適用を受けた事業者が事業を継続・拡大したことにより、過疎地域における事業者の廃業率が、全国平均※を下回ること。 ※令和元年～5年の5カ年平均値 指標：過疎地域における廃業率 目標値：3.4% 対象期間：令和3年度～令和7年度（5年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置の対象となる過疎地域において廃業率が低下することにより、事業所閉鎖に伴う雇用喪失が抑制され、既存の雇用の維持・定着が図られる。あわせて、事業の継続・安定化や事業規模の拡大を通じた新規雇用の創出が促進されることから、当該地域における雇用の維持・確保につながる。
⑦ 長期アウトカム	○「この制度がなければ雇用を増加させなかった」事業者による新規雇用者数57人（R4実績）を毎年度確保すること。 指標：過疎地域における雇用創出数 目標値：570人 対象期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

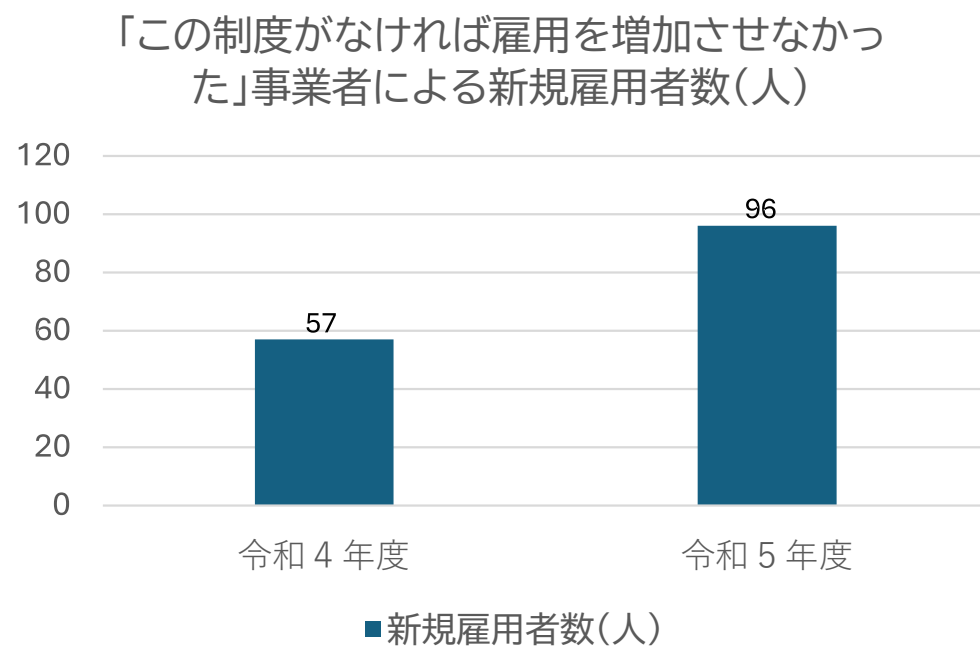
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
適用実績：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書	本特例措置の適用件数や金額について把握することができるため。
廃業率：経済センサス	本特例措置の適用地域の市町村別廃業事業所数を把握することができるため。
新規雇用者数：過疎税制利用状況調査	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数等を把握することができるため。

●分析手法：時系列分析
 選定理由：複数年度の指標の推移を分析することにより、税制適用後の事業者の行動変容が、地域の持続的発展及び人口減少の抑止に及ぼす効果を検証することが可能であるため。

短期アウトカム



長期アウトカム



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○本特例措置の適用を受けた事業者の新規設備投資額は、2カ年合計で約401.8億円であり、短期アウトカムを達成している。</p> <p>令和3年度：約21.8億円 令和4年度：約380億円</p> <p>※令和3年度は、過疎法施行後、新たな市町村過疎計画が策定されてからでないと本制度を活用することができなかつたため、令和4年度に比べて実績が少なくなっている。</p>	<p>○対象期間中で最新の数値である令和6年度の廃業率は目標値を下回り、中期アウトカムを達成している。</p> <p>令和6年度：3.3%</p>	<p>○引き続き中長期的な検証が必要であるが、現時点で判明している令和4年度及び令和5年度の実績は順調に推移している。</p> <p>(参考) 対象期間中の「この制度がなければ雇用を増加させなかつた」事業者による新規雇用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：57人 ・令和5年度：96人
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	<p>○本特例措置は、過疎地域において重要としている業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出、ひいては社会減の抑制を図るために措置されたものである。実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の持続的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○本特例措置は、課税の繰延べであることから、減収額相当分を直接補助金として交付する場合と比較して、最終的な国の財政負担を抑制することができる。加えて、初期投資の事業者負担を軽減することで、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、ひいては過疎地域の雇用創出という中長期的な政策効果が見込まれる。</p> <p>○また、特例措置の対象は全業種ではなく、過疎地域の産業振興及び雇用創出による人口の社会減抑制の観点から、特に政策効果が高いと思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、過疎地域の特性を踏まえた必要最小限の措置である。</p>		
⑤ 見直しの方向性	<p>○当該税制を活用した事業者からは、過疎税制の活用が過疎地域の経済活動の活性化や雇用の創出につながるという声が上がっているなど地域の持続的発展に効果が見込まれることから、引き続き現行措置の継続を含めて検討する。</p>		

主担当部局：総務省自治行政局過疎対策室